

広島県告示第九百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年十月十八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

羽出庭向原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市向原町坂字大土山一九二七番一七地 先から 安芸高田市向原町坂字大土山一九二七番一七地 先まで	新	旧	四・三〇〇〇五・ 〇〇	三七・〇〇	拓幅
	四・五〇〇九・ 〇〇	四・六〇〇一 〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	
安芸高田市向原町坂字大土山一九二七番一七地 先から 安芸高田市向原町坂字大土山一九二七番一七地 先まで	新	旧	四・六〇〇一 七・〇〇	三〇・〇〇	拓幅
	四・五〇〇九・ 〇〇	四・六〇〇一 〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	